

第三八号

参第一二号

政治的有害行為の防止に関する法律（案）

（目的）

第一条 この法律は、国民が日本国憲法において保障された思想及び言論の自由並びに政治活動の自由を確保するため、政治上の主義若しくは施策又は思想的信条を推進し、支持し、又はこれに反対する目的をもつて人に危害を加える行為を防止する措置を定めるとともに、人に危害を加える行為に対する刑罰規定を補整し、もつてわが国の民主主義を擁護することを目的とする。

（この法律の解釈適用）

第二条 この法律は、前条の目的を達成するためにのみ適用すべきであつて、これを拡張して解釈するようなことがあつてはならない。

（措置等の基準）

第三条 この法律による措置及び措置のための調査は、第一条の目的を達成するためにのみ行なうべきであつて、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を、不当に制限するようなことがあつてはならない。

（定義）

第四条 この法律で「政治的有害行為」とは、政治上の主義若しくは施策又は思想的信条を推進し、支持し、又はこれに反対する目的（以下「政治上又は思想上の目的」という。）をもつて、次に掲げる行為の一をなすことをいう。

- 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第百九十九条（殺人）に規定する行為
 - 二 刑法第二百四条（傷害）に規定する行為
 - 三 刑法第二百八条（暴行）に規定する行為
 - 四 刑法第二百二十条（逮捕監禁）に規定する行為
 - 五 刑法第二百二十二条（脅迫）に規定する行為
 - 六 刑法第二百二十三条（強要）に規定する行為
 - 七 第一号に規定する行為の予備をなし、第一号から前号までに規定する行為の一の教唆をなし、又は第一号から前号までに規定する行為の一を実行させる目的をもつてその行為のせん動をなすこと。
- 2 この法律で「せん動」とは、特定の行為を実行させる目的をもつて、文書若しくは図画又は言動により、人に対し、その行為を実行する決意を生ぜしめ又は既に生じている決意を助長させるような勢いのある刺激を与えることをいう。
- 3 この法律で「団体」とは、特定の共同目的を達成するための多数人の継続的結合体又はその連合体をいう。ただし、ある団体の支部、分会その他の下部組織も、この要件に該当する場合には、これに対して、この法律による規制を行なうことができるものとする。

4 この法律で「政治的危険団体」とは、継続又は反覆して、団体の活動として、政治的危険行為を行ない、又は行なうおそれがある団体をいう。

5 この法律で「団体の活動」とは、団体の意思に基づく活動、団体の主たる構成員が当該団体の名においてする活動及び団体の主義、方針又は主張に従つてする団体の役職員（代表者、主幹者その他名称のいかんを問わず当該団体の事務に従事する者をいう。以下同じ。）又は構成員の行為をいう。

6 政治的危険団体と意思を通じて当該団体の活動に同調する者は、当該団体の構成員でない者でも、この法律（前項の規定を除く。）の適用に関しては、当該団体の構成員とみなす。

（政治的危険行為の発生の防止）

第五条 政治的危険行為は、わが国の民主主義の発展を阻害するものであることにかんがみ、何人も、その行為の発生を防止するように努めなければならない。

（通報）

第六条 何人も、政治的危険行為が行なわれることをあらかじめ知つたときは、直ちにその旨を警察署に通報しなければならない。

（警察官の取調べ）

第七条 警察官は、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）第二条第一項の質問に際し、異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して政治的危険行為を行ない、又は行なおうとしていると疑うに足りる相当な理由のある者が銃砲刀剣類等所持取締法（昭和三十三年法律第六号）に規定する銃砲又は刀剣類を所持しているときは、一時保管するためこれを提出させることができ、また、これを所持していると疑うに足りる相当の理由があると認められるときは、その者が身につけ、又は携えている所持品を提示させて調べることができる。

2 前項に規定する者は、刑事訴訟に関する法律の規定によらない限り、その意に反して差押え又は搜索をされることはない。

（銃砲又は刀剣類の一時保管）

第八条 警察官は、前条第一項の規定により提出させた銃砲又は刀剣類を一時保管することができる。

2 警察官は、前項の規定により、銃砲又は刀剣類を一時保管した場合においてその保管の必要がなくなつたときは、すみやかに返還しなければならない。ただし、本人に返還することが適当でないとき認められるときは、本人の親族又はこれに代わるべき者に返還することができる。

3 前項の場合において、同項に規定する者が法令により当該銃砲又は刀剣類を所持することを禁止されているものであるときは、同項の規定にかかわらず、その者に対しては当該銃砲又は刀剣類を返還しないものとする。

4 一時保管に関し必要な事項は、政令で定める。

(団体活動の制限)

第九条 政治的危険行為が政治的危険団体の団体の活動として行なわれる明らかなおそれがある場合において、公安審査委員会は、政治的危険行為の発生を防止するため必要があるときは、当該政治的危険団体に対し、次に掲げる処分を行なうことができる。ただし、その処分は、政治的危険行為の発生を防止するために必要かつ相当な限度をこえてはならない。

- 一 六月をこえない期間及び地域を定めて、集団示威運動、集団行進又は公開の集会を行なうことを禁止すること。
 - 二 六月をこえない期間を定めて、政治的危険団体の機関誌紙（団体がその目的、主義、方針等を主張し、通報し、又は宣伝するために継続的に刊行する出版物をいう。）を続けて印刷し、又は頒布することを禁止すること。
 - 三 六月をこえない期間を定めて、政治的危険団体の特定の役職員又は構成員に当該団体のためにする行為をさせることを禁止すること。
- 2 公安審査委員会は、前項の処分をするに際しては、当該団体の名称、事務所の所在地並びに役職員及び構成員の住所氏名を公示しなければならない。
- 3 第一項の処分が効力を生じた後は、当該団体の役職員又は構成員は、その処分の趣旨に反する行為をしてはならない。ただし、同項第三号の処分が効力を生じた場合において、当該処分の効力に関する訴訟に通常必要とされる行為をすることは、この限りでない。

(脱法行為の禁止)

第十条 前条第一項の規定による団体活動の制限を受けている団体（以下「制限団体」という。）の役職員又は構成員は、いかなる名義においても、同条第三項の規定による禁止を免れる行為をしてはならない。

(届出)

第十一条 制限団体の役職員及び構成員は、第九条第一項の処分が効力を生じた日以後、当該団体のためにする行為をするには、政令で定めるところにより、あらかじめその旨を公安調査庁長官に届け出なければならない。

- 2 前項の当該団体のためにする行為は、政治的危険行為の発生を防止するため、公安調査庁においてあらかじめ知っておく必要のある行為で、政令で定めるものに限るものとする。

(解散の指定)

第十二条 公安審査委員会は、団体の活動として政治的危険行為を行なつた政治的危険団体が継続又は反覆して将来さらに団体の活動として政治的危険行為を行なう明らかなおそれがあると認めるに足りる充分な理由があるときは、当該団体に対して、解散の指定を行なうことができる。この場合には、第九条第二項の規定を準用する。

(団体のためにする行為の禁止)

第十三条 前条の処分が効力を生じた後は、当該処分の原因となつた政治的危険行為が行なわれた日以後当該団体の役職員又は構成員であつた者は、当該団体のためにするいかなる行為もしてはならない。ただし、その処分の効力に関する訴訟又は当該団体の財産若しくは事務の整理に通常必要とされる行為は、この限りでない。

(脱法行為の禁止)

第十四条 前条に規定する者は、いかなる名義においても、同条の規定による禁止を免れる行為をしてはならない。

(寄附金等の授受の禁止)

第十五条 制限団体の役職員又は構成員は、当該団体の活動を維持するため、他人に対し、いかなる名義においても、寄附金等の財政的援助を要求し、又は他人からこれを受けてはならない。

2 何人も、制限団体の役職員若しくは構成員又は第十二条の規定により解散の指定を受けた団体(以下「解散団体」という。)の役職員若しくは構成員であつた者に対し、当該団体の活動を支持するため、寄附金等の財政的援助のための金品を交付してはならない。

3 何人も、制限団体の役職員若しくは構成員又は解散団体の役職員若しくは構成員であつた者から当該団体の活動を維持するための寄附金等の財政的援助を求められたときは、遅滞なくその旨を警察署に届け出なければならない。

(財産の整理)

第十六条 法人について、第十二条の処分が訴訟手続によつてその取消し又は変更を求めることのできないことが確定したときは、その法人は、解散する。

2 第十二条の処分が訴訟手続によつてその取消し又は変更を求めることのできないことが確定したときは、当該団体は、すみやかに、その財産を整理しなければならない。

3 前項の財産整理が終了したときは、当該団体の役職員であつた者は、その始末を公安調査庁長官に届け出なければならない。

(準用規定)

第十七条 破壊活動防止法(昭和二十七年法律第二百四十号)第十一条から第三十七条までの規定は、政治的危険団体の規制の手續に関し準用する。この場合において、同法第十一条、第二十条第一項、第二十二条第六項、第二十五条第一項第二号及び第三十五条中「第五条第一項」とあるのは「政治的危険行為の防止に関する法律第九条第一項」と、「第七条」とあるのは「政治的危険行為の防止に関する法律第十二条」と、第二十七条、第二十八条第一項、第二十九条、第三十条、第三十六条及び第三十七条中「この法律」とあるのは「政治的危険行為の防止に関する法律」と、第二十七条中「第三条」とあるのは「政治的危険行為の防止に関する法律第三条」と、第三十条中「暴力主義的破壊活動」とあるのは「政治的危険行為」と読み替えるものとする。

(報告、立入検査及び質問)

第十八条 公安調査庁長官は、この法律による政治的危険団体の規制に関し必要があると認めるときは、制限団体の役職員又は解散団体の役職員であつた者に対し、制限団体の現況又は解散の指定後の状況に関して報告をさせることができる。

2 公安調査庁長官は、前項の現況又は状況に関して必要があると認めるときは、公安調査官をして制限団体又は解散団体の事務所その他その管理する場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の場合には、当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

4 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(罰則)

第十九条 政治上又は思想上の目的をもつて刑法第百九十九条(殺人)の罪を犯した者は、死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に処する。

2 前項の未遂罪は、これを罰する。

第二十条 政治上又は思想上の目的をもつて刑法第二百四条(傷害)の罪を犯した者は、二年以上十年以下の懲役又は禁錮に処する。

第二十一条 前条の罪を犯し、よつて人を死に至らしめた者は、三年以上の有期の懲役又は禁錮に処する。

2 前項の規定は、刑法第二百五条第二項(尊属傷害致死)の規定の適用を排除するものではない。

第二十二条 政治上又は思想上の目的をもつて刑法第二百二十条(逮捕監禁)の罪を犯した者は、一年以上八年以下の懲役又は禁錮に処する。

第二十三条 前条の罪を犯し、よつて人を死に至らしめた者は、第二十一条と同様とし、傷害に至らしめた者は、第二十条と同様とする。

第二十四条 政治上又は思想上の目的をもつて刑法第二百二十三条第一項又は第二項(強要)の罪を犯した者は、一年以上五年以下の懲役又は禁錮に処する。

2 前項の未遂罪は、これを罰する。

第二十五条 政治上又は思想上の目的をもつて刑法第二百八条(暴行)又は第二百二十二条(脅迫)の罪を犯した者は、一年以上三年以下の懲役又は禁錮に処する。

第二十六条 第二十条又は第二十一条の犯罪があるに当つて現場において勢いを助けた者は、自ら人を傷害しない場合においても、二年以下の懲役又は三万円以下の罰金若しくは科料に処する。

(殺人の罪の教唆等)

第二十七条 政治上又は思想上の目的をもつて、刑法第百九十九条(殺人)の罪の予備、陰謀若しくは教唆をなし、又はこの罪を実行させる目的をもつてするその罪のせん動をなした者は、五年以下の懲役又は禁錮に処する。

2 政治上又は思想上の目的をもつて、刑法第二百四条（傷害）若しくは第二百二十条（逮捕監禁）の罪の教唆をなし、又はこれらの罪を実行させる目的をもつてするその罪のせん動をなした者は、三年以下の懲役又は禁錮に処する。

3 政治上又は思想上の目的をもつて、刑法第二百八条（暴行）、第二百二十二条（脅迫）若しくは第二百二十三条第一項若しくは第二項（強要）の罪の教唆をなし、又はこれらの罪を実行させる目的をもつてするその罪のせん動をなした者は、二年以下の懲役又は禁錮に処する。

第二十八条 自己の言動により特定の者がその影響を受け何らかの政治的危険行為を行なうに至るおそれがあることを予見しながら、その者に対し、継続又は反覆して講義、講演その他の方法をもつて政治的危険行為の正当性、必要性又は不可避性の主張を内容とする政治上又は思想上の言動をなし、よつてその者に影響を及ぼし政治的危険行為を行なうに至らしめた者は、その行為のせん動をなした者と同一の刑に処する。

（教唆）

第二十九条 この法律に定める教唆の規定は、教唆された者が教唆に係る犯罪を実行したときは、刑法総則に定める教唆の規定の適用を排除するものではない。

（自首）

第三十条 政治上又は思想上の目的をもつて、刑法第九十九条（殺人）の罪の予備又は陰謀をなした者が、その罪の実行に至らない前に自首したときは、その刑を減輕し、又は免除する。

（団体のためにする行為の禁止違反の罪等）

第三十一条 第十三条、第十四条又は第十五条第一項の規定に違反した者は、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

（団体活動の制限処分の違反の罪等）

第三十二条 第九条第三項、第十条若しくは第十五条第二項の規定に違反した者又は第十一条第一項の規定による届出をせず若しくは虚偽の届出をした者は、二年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

（退去命令違反の罪等）

第三十三条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

- 一 第十七条において準用する破壊活動防止法第十五条第四項の規定による命令に違反した者
- 二 第十八条第一項の規定による報告をせず又は虚偽の報告をした者
- 三 第十八条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し虚偽の陳述をしたもの

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律は、公布の日から起算して、五年を経過した日限りその効力を失う。ただし、

この法律の失効前になした行為に対する罰則の適用については、この法律の規定は、その日以後も、なおその効力を有する。

- 3 法務省設置法（昭和二十二年法律第百九十三号）の一部を次のように改正する。
第二条第八号の次に次の一号を加える。
八の二 政治的危険行為の防止に関する法律（昭和三十六年法律第 号）の規定による政治的危険団体の規制に関する事項
- 4 公安調査庁設置法（昭和二十七年法律第二百四十一号）の一部を次のように改正する。
第三条中「破壊的団体」の下に「及び政治的危険行為の防止に関する法律（昭和三十六年法律第 号）の規定による政治的危険団体」を加える。
第四条第十三号及び第十四号中「破壊的団体」の下に「及び政治的危険団体」を加える。
第七条第十二号中「破壊活動防止法」の下に「又は政治的危険行為の防止に関する法律」を加える。
第九条中「団体」の下に「及び政治的危険行為の防止に関する法律第四条第四項に規定する政治的危険団体」を加える。
第十四条第二項中「破壊的団体」の下に「及び政治的危険団体」を加える。
- 5 公安審査委員会設置法（昭和二十七年法律第二百四十二号）の一部を次のように改正する。
第一条中「事務」の下に「並びに政治的危険行為の防止に関する法律（昭和三十六年法律第 号）の規定により政治的危険行為を防止するために行なう政治的危険団体の規制に関する審査及び決定の事務」を加える。
第二条第七号及び第八号中「団体」の下に「及び政治的危険団体」を加える。

理 由

政治上又は思想上の目的をもつて人に危害を加える行為は、わが国の民主主義を破壊する行為であることにかんがみ、日本国憲法において保障された思想及び言論の自由並びに政治活動の自由を確保するため、その防止に必要な措置を定めるとともに、人に危害を加える行為に対する刑罰規定を補整する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。